

意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	105-0001 とうきょうとみなとくとらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1 かぶしきがいしゃ イー・アクセス株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょう ふかたこうじ 代表取締役社長 深田 浩仁
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	650-0027 こうべしちゅうおうくなかちょうどおり 神戸市中央区中町通2丁目3番2号 かぶしきがいしゃ 関西ブロードバンド株式会社 だいひょうとりしまりやくみすひさし 代表取締役 三須 久
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	530-6116 おおさかしきたくなかのしま 大阪市北区中之島3丁目3番23号 かぶしきがいしゃ 株式会社ケイ・オプティコム だいひょうとりしまりやくしやちょう ふじのたかお 代表取締役社長 藤野 隆雄
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	163-8003 とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 かぶしきがいしゃ KDDI株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょう おのでら ただし 代表取締役社長 小野寺 正
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	130-0015 とうきょうとすみだくよこあみ 東京都墨田区横網2-6-2 かぶしきがいしゃ ZIP Telecom株式会社 だいひょうとりしまりやくたなべじゅんじ 代表取締役 田辺 淳治
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	103-0026 とうきょうとちゅうおうくにほんばしかぶとちょう 東京都中央区日本橋兜町5-1 かぶしきがいしゃ ジャパンケーブルネット株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょうこんどういちろう 代表取締役社長 近藤 一朗

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	105-0012 とうきょうとみなとくしばだいもん 東京都港区芝大門1-1-30 だいひょう ジェイコムグループ代表 かぶしきがいしゃ 株式会社ジュピター・テレコム だいひょうとりしまりやくしやちょう もりいすみ ともゆき 代表取締役社長 森泉 知行
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	105-7316 とうきょうとみなとくひがしんばし 東京都港区東新橋一丁目9番1号 かぶしきがいしゃ ソフトバンクテレコム株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーおーそんまさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	105-7304 とうきょうとみなとくひがしんばし 東京都港区東新橋一丁目9番1号 ひーーかぶしきがいしゃ ソフトバンクBB株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーおーそんまさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	670-0964 ひょうごけんひめじとよさわちょう 兵庫県姫路市豊沢町135 ひめじ かぶしきがいしゃ 姫路ケーブルテレビ株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょう みきまさよし 代表取締役社長 三木 正義
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	100-0004 とうきょうとちよだくおおてまち 東京都千代田区大手町二丁目2番2 号 かぶしき フュージョン・コミュニケーションズ株式 がいしゃ 会社 だいひょうとりしまりやくしやちょう しまだとおる 代表取締役社長 島田 亨
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	553-0001 おおさかしふくしまくえび 大阪市福島区海老江1丁目1番31号 かぶしきがいしゃ 株式会社ベイ・コミュニケーションズ だいひょうとりしまりやくしやちょう さの ただし 代表取締役社長 佐野 正
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名	108-0023 とうきょうとみなとくしばうら 東京都港区芝浦4-2-8 かぶしきがいしゃ 株式会社 UCOM だいひょうとりしまりやくしやちょう たけばやし さとし 代表取締役社長 武林 聰

(五十音順)

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009 年度)(案)」に対する意見募集に
関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上
げます。

総務省殿からの要請に基づき、2009 年 12 月 17 日に西日本電信電話株式会社(以下、「NTT
西日本」という。)殿から総務省殿に報告を行った、NTT 西日本殿の従業員が接続上知り得た他
事業者情報を株式会社 NTT 西日本一兵庫(以下、「NTT 西日本一兵庫」という。)殿へ提供した行
為は、電気通信事業法第 30 条等に抵触する可能性がある事案であり、さらに、NTT 西日本一兵
庫殿及び株式会社 NTT 西日本一北陸殿が接続上知り得た他事業者情報を販売代理店へ提供し
た行為(以下、各々の行為を併せて「本事案」という。)は電気通信事業者間の公正競争を阻害す
る重大な問題です。

弊社共は、本事案の発生した要因は以下の 2 点であると認識していますが、この問題の本質
は NTT 西日本殿の接続部門を通じ他事業者から得た情報が、NTT 西日本殿および県域等子会
社の営業部門から実効上分離されることなく販売活動に流用可能な状態にあったことと考えてお
ります。

① システム上の要因

- 接続上知り得た他事業者及びその加入者情報が、必要とする者以外にアクセス可
能であったこと

② 社員教育上や運用上の要因

- 公正競争要件にかかる NTT グループに課された事項について、グループ社員への
教育・周知が徹底できておりず社員の意識が低いほか、組織として監査等の体制も
機能していない状態にあったこと

これらについては、問題が発覚した NTT 西日本殿管内の 2 地域特有の事象ではなく、同一のシ
ステム形態を用いる NTT 西日本殿の他地域や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」と
いう。)殿の地域でも起こり得る要因であると考えます。従って、一部地域のシステムの問題や
一部従業員の不祥事といった個別限定的な事案として片付けるのではなく、NTT 東日本殿を含む
NTT グループ全体の問題として、根本的な対策が検討されるべきものです。

本事案に関連して、接続事業者からは、過去の競争セーフガード制度の検証においても、再三
に渡り、NTT 東西殿の接続情報の取扱い等に係る問題点を指摘してきたところです。これに対し
て NTT 東西殿は、「システム的措置や社員等への周知・徹底を図る等の適切な措置を講じている」旨、説明をされてきましたが、今回、本事案が露見した
ことで、その措置が不十分なものであったことが明確となっています。

総務省殿においては、本事案のような問題を繰り返さないためにも、十分な原因究明と厳格な

措置を執って頂くことを切に望みます。

本事案への対策として、NTT 西日本殿は今後、従業員教育の他、システムの運用や機能変更を実施すると報告していますが、これらは過去の措置の延長に過ぎず、問題の全面解決に至らないことは明白です。

システム上の問題に関しては、物理的に同一のシステムが組織を跨いで存在する以上、いかにシステムの運用や機能変更等によるファイアーウォールの徹底を図っても根本的な措置とはなりません。また、社員教育上の問題に関するも、教育・周知が最終的に個々の従業員の意識に依存する以上、いかに周知の徹底・教育面の充実等を図ったとしても、今後、同様の問題が生じない保証はありません。

弊社共は、同様の問題が今後再発することのないよう、NTT 東西殿のいずれに対しても、より本質的な対処として、システムの物理的な分離等の、接続部門が他事業者から得た情報と営業部門を実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことを強く要望します。

以上